

# 第1回 千葉県移動性（モビリティ）向上プロジェクト委員会

日時 平成17年11月21日(月)

11:00～12:00

場所 ぱ・る・るプラザ千葉

6階「けやま 櫻」会議室

## 議 事 次 第

- 1 開 会（あいさつ）
- 2 委員会設立の趣旨について
- 3 委員会規約（委員長の選出）
- 4 委員の紹介
- 5 議 事
  - (1) 委員会の進め方について
  - (2) 移動性阻害箇所の抽出の考え方について
  - (3) その他（次回日程調整）
- 6 閉 会

# 第1回 千葉県移動性（モビリティ）向上プロジェクト委員会

## 席次表

千葉工業大学工学部教授

赤羽 弘和 委員長

千葉県商工会議所連合会 事務局長 小石 まさよ 委員		千葉県警察本部 交通企画課長 佐藤 譲二 委員
千葉県トラック協会 事務局長 吉川 秀明 委員		千葉県警察本部 交通規制課長 小林 安久 委員
千葉県バス協会常務理事 加藤 廣 委員		千葉県県土整備部 道路計画課長 蓑輪 昇 委員 (代理) 高地 副課長
千葉日報社 取締役業務局長 川名 親 委員		国土交通省関東地方整備局 首都国道事務所長 吉木 務 委員
千葉市建設局道路部長 井上 直人 委員		国土交通省関東地方整備局 東京湾岸道路調査事務所長 石川 直幸 委員
		国土交通省関東地方整備局 千葉国道事務所長 有田 幸司 委員
事務局		

# 千葉県移動性（モビリティ）向上プロジェクト委員会

## 設立趣意書

平成17年11月21日  
千葉県国道事務所

### 1. 設立の趣意

道路行政は、標準品の大量供給から、国民の選択に基づく良質なサービスの提供へと変換し、行政スタイルもこれに見合った形に変わっていくことが必要となっています。

今後は、分かりやすいデータや指標を公表し、幅広く県民の意見を聞きながら、施策を進めることが重要と考えています。

この為、この取り組みとして、千葉県内における移動の阻害要因となっている事象を、いろいろなデータや指標で明示し、県民とともに対策必要箇所の選択及び改善を行い、県民と共に成果重視の道路行政を実践するものです。

本委員会は、別紙に示す学識経験者並びに様々な分野の方々の御意見、御提言を賜わりながら、総合的に検討を行い、広く県民にお知らせし、より良い成果をとりまとめていくことを目的に設立するものです。

### 2. 委員会名簿 別紙のとおり。

### 3. 主な審議事項

- (1) 移動性向上に関する事
- (2) パブリックコメントなどを活用した県民意見の把握に関する事
- (3) その他必要な事項

## 千葉県移動性（モビリティ）向上プロジェクト委員会名簿

委員長	赤羽 弘和	千葉工業大学工学部	教授
委員	佐藤 譲二	千葉県警察本部	交通企画課長
〃	小林 安久	千葉県警察本部	交通規制課長
〃	小石 まさよ	千葉県商工会議所連合会	事務局長
〃	吉川 秀明	千葉県トラック協会	事務局長
〃	加藤 廣	千葉県バス協会	常務理事
〃	川名 親	千葉日報社	取締役業務局長
〃	蓑輪 昇	千葉県 県土整備部	道路計画課長
〃	井上 直人	千葉市 建設局	道路部長
〃	有田 幸司	千葉国道事務所	所長
〃	吉木 務	首都国道事務所	所長
〃	石川 直幸	東京湾岸道路調査事務所	所長

事務局	国土交通省 関東地方整備局	千葉国道事務所	調査第一課
	国土交通省 関東地方整備局	首都国道事務所	調査第二課
	千葉県 県土整備部	道路計画課	

# 千葉県移動性（モビリティ）向上プロジェクト委員会規約（案）

## （設置）

第1条 千葉県内の移動性の向上を検討する委員会（以下「委員会」という）は、国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所が設置する。

## （目的）

第2条 委員会は、公正・中立な立場から、協働をモットーとして実施する各種移動性向上方策に対して、道路利用者や国民の意識からずれがないか、「経営としての適切さ」を様々な立場で議論する場と位置づけ、千葉県内の道路行政運営に反映する。

## （所掌事項）

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、以下の事項について実施するものとする。

- （1）移動性向上に関すること
- （2）パブリックコメントなどを活用した県民意見の把握に関すること
- （3）その他必要な事項

## （構成）

第4条 委員会は、有識者、行政委員をもって構成し、委員の構成は別紙の通りとする。  
2 委員の追加・変更は、委員会の承認を要するものとする。

## （第三者性）

第5条 委員は、委員会の目的に照らし、公正・中立な立場から特定の行政機関及び特定の利害関係者等の利害を代表してはならない。

## （委員の任期）

第6条 委員の任期は、活動の始動期とする。尚、任期はプロジェクトの進行状況により延期できるものとする。

## （委員長）

第7条 委員会には、委員長を置くものとする。  
2 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(委員会の運営)

第8条 委員会は、委員長の発議に基づいて開催する。

2 委員長は、委員会の運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。  
また、その職を退いた後も同様とする。

(委員会資料の公表)

第10条 委員会における資料については、委員会終了後公表するものとする。

(事務局)

第11条 事務局は、国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所調査第一課、首都国道事務所調査第二課及び、千葉県県土整備部道路計画課に置く。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度審議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、本委員会の審議を経て行うことができるものとする。

付則 この規約は、平成17年11月21日から施行する。

# 第1回

## 千葉県移動性（モビリティ）向上プロジェクト委員会

### 検 討 資 料

#### 目 次

委員会設立の背景.....	p.1
委員会の目的.....	p.2
委員会の進め方.....	p.3
第1回委員会のテーマ.....	p.4
移動性阻害箇所の視点・指標.....	p.5

平成17年11月21日

国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所

# 委員会設立の背景

## 【道路行政スタイルの転換】

昨今の道路行政は、標準品の大量供給から、国民の選択に基づく良質なサービスの提供へと変換し、行政スタイルもこれに見合った形に変わっていくことが必要となっています。

行政手法の先端的な取り組みを進めている欧米においては、データや指標に基づく成果重視の取り組み（NPM：ニューパブリックマネジメント）が大きな潮流となっています。我が国では、道路行政の原点に立ち戻った改革、いわゆる「道路ルネッサンス」の考えのもと、道路行政において先導的に、「道路行政マネジメント」の取り組みを実施しているところです。

## 【成果重視の道路行政の実践】

国土交通省関東地方整備局では、この「道路行政マネジメント」をより現場レベルで展開すべく、施策の選択肢を国民に示し、国民参加のもとで意志決定を行い、国民と共に成果重視の道路行政を実践していきたいと考えています。

その具体の取り組みとして、わかりやすいデータや指標を公表し、国民が共に施策の選択ができるよう「国民の道路行政への経営参加を進める」活動、プロジェクトを行うものです。



**【千葉県移動性向上プロジェクト委員会】**

移動の障害要因およびその程度分析、地域住民や道路ユーザーの選択・意見などを踏まえ、要対策10箇所程度を選定・公表し、順次その改善について検討することにより県民参加のもとで施策を実践するもの。

渋滞損失(プローブデータ)

呼塚交差点



R16 柏市:呼塚交差点



R127 鋸南町

**【千葉県安全性向上プロジェクト委員会】**

交通事故率データ等からの分析により危険箇所を選定を行い、その対策を公表し順次フォローアップを行い、効率的・効果的な事業を実施するもの。



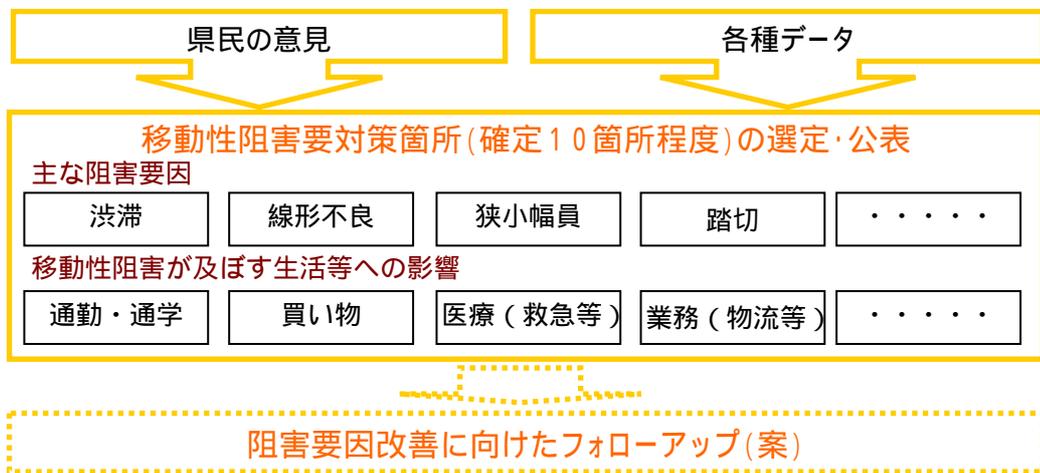
(主)市川松戸線の様子

# 委員会の目的

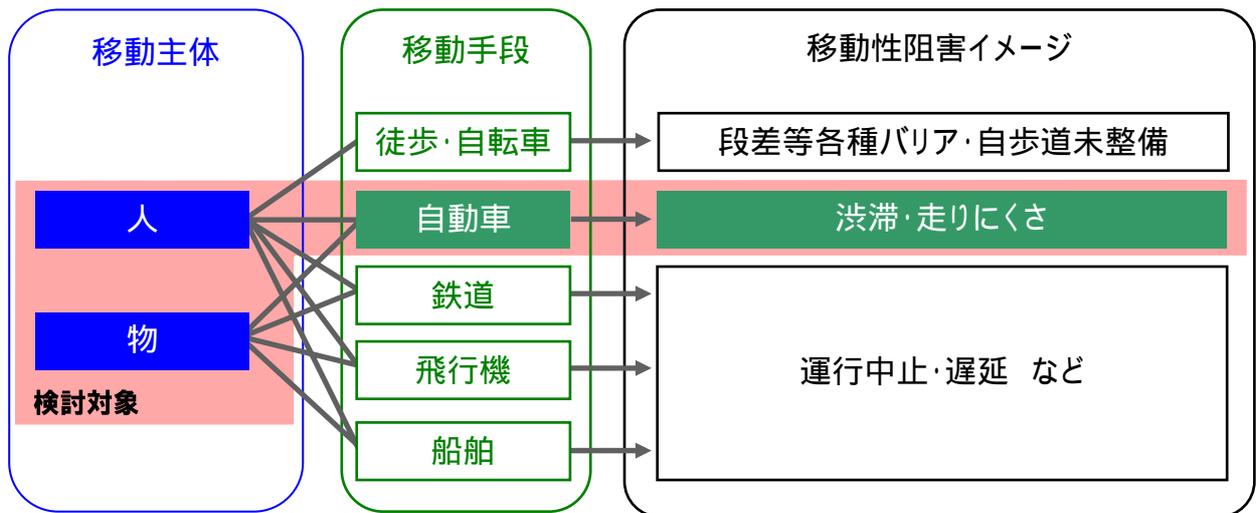
## 【県民とともに考える】

道路は生活に欠くことのできない社会基盤であり、その重要な機能として移動性の確保が挙げられる。しかし、渋滞等の交通条件、地形条件、気象・自然条件、災害など、地域毎に様々な原因により、移動の自由が阻害され、地域の経済活動や住民生活に多大のストレスと損失が生じている現実がある。

本委員会では、移動の阻害要因およびその程度の分析、地域住民の実感・意見などを踏まえ、要対策箇所を選定する。また、選定箇所に対して順次、対策の立案とその改善について検討を行うものとする。



## 【千葉県移動性(モビリティ)向上プロジェクト委員会における検討対象】



# 委員会の進め方

## 委員会における検討の流れ・スケジュール

第1回委員会（平成17年11月21日開催）

- ・ 検討の流れ・スケジュールの確認
- ・ 移動性障害箇所（暫定20箇所程度）抽出の考え方（案）

第2回委員会（平成17年12月中）

- ・ 移動性障害箇所（暫定20箇所程度）の抽出
- ・ 移動性障害箇所（確定10箇所程度）の選定の考え方（案）
- ・ パブリックコメント実施方法（案）

第3回委員会（平成18年2月頃）

- ・ パブリックコメント結果の検証
- ・ 移動性障害箇所（確定10箇所程度）の選定

第4回委員会（平成18年度開催予定）

- ・ 障害要因の改善に向けたフォローアップ（案）

## 移動性障害箇所（確定10箇所程度）の選定について

移動性障害箇所（暫定20箇所程度）

選  
定

パブリックコメントの実施

- ・ 県民の考える障害箇所、影響度により選定（案）  
県民の意見の強さ  
県民の考える障害の影響度

移動性障害箇所（確定10箇所程度）

# 第1回委員会のテーマについて

## 【移動性阻害箇所（暫定20箇所程度）抽出のイメージ】

### 第1回委員会

#### 千葉県の地域特性の把握

（千葉県内各地域の特徴、抱える課題を整理）

地形

産業

交通

#### 移動性阻害に対する考え方の検討

（道路利用者が感じる移動性阻害要因、移動性阻害による影響の整理）

渋滞

走りにくさ

#### 移動性阻害箇所抽出のための視点・指標の策定

（地域・交通特性や渋滞評価方法を考慮した移動性阻害箇所抽出の考え方を整理）

渋滞損失

旅行速度

サービス水準  
の低下

狭小幅員  
線形不良

災害に対す  
る脆弱性

地元要望

### 第2回委員会

移動性阻害箇所（暫定20箇所程度）の抽出

# 移動性障害箇所抽出のための視点・指標（案）

移動性障害要因：  
・渋滞  
・走りにくさ

千葉県の地域特性

## 渋滞損失時間

渋滞損失時間は全国ワースト7位。主要渋滞ポイント94箇所。  
特に都市部の湾岸、東葛飾北部、印旛地域で県全体の約7割。

## 旅行速度

旅行速度の変動が大きく、定時性の確保が困難。（平日・休日の差、時間帯の差）

## 前後区間に比べ極端にサービス水準が低下している区間

連続的な渋滞は少ないが、交差点などで局部的に渋滞が発生。

## 狭小幅員、線形不良区間

山間部では、幅員狭小、線形不良、快適性が低い  
内房、外房地域沿岸部では、トンネル、幅員狭小、線形不良

## 自然災害に対する脆弱性

内房、外房地域沿岸部では、台風等の自然災害に起因する通行止が発生。  
災害時に代替路線なし

## 地元・自治体等からの要望箇所

地域唯一の三次医療施設：旭中央病院へのアクセス性が低い。

## その他の視点・指標

移動性障害箇所（暫定20箇所程度）の抽出

パブリックコメント等

移動性障害箇所（確定10箇所程度）の確定